

27 講 自由診療(歯科)と説明義務

大阪地裁平成30年2月28日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所
弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要

患者(70歳女性・当時)は、平成27年11月24日、右上5～7番の歯の位置に装着されていたブリッジが脱落したなどと訴え、被告診療所を受診した。患者は脱落したブリッジの作り替えを希望し、費用が安いことから保険診療の範囲内での治療を明確に希望した。その後も患者は同月27日、同年12月4日、同月11日に被告診療所を受診し、上記位置に新しいブリッジを装着したほか、レントゲン検査によって認められた右上2、3、4番の歯のう蝕に対する治療を行った。これら治療は全て保険診療の範囲内であった。同日、被告医師は患者に対し「次回は左上の歯の治療を行う」旨説明した。

被告医師は、同月18日、レントゲン検査によって左上3、4、5、7番の歯のう蝕を認め、このうち3番の歯には充填による治療が、4、5、7番の歯にはインレー(詰め物)による治療がそれぞれ必要と診断し、患者に対し「左上の歯も治す」旨説明した後、削合した。

同日、患者は、被告診療所の歯科衛生士から、自由診療のカタログを示された上で、左上3、4、5、7番の歯の治療方法について5分程度説明を受け、左上3番の歯について自由診療であるグラディア充填による治療を、左上4、5、7番の歯について自由診療であるピュアインレーによる治療をそれぞれ選択(契約書に署名)し、これら治療を受けた。同日、原告は上記各自由診療による治療費の一部として、10万円を支払った。

その後、患者が被告診療所を運営する被告医療

法人および被告医師を被告として、自由診療についての説明義務違反があるなどと主張して、不法行為に基づく損害賠償として180万円の支払いを求めて提訴した。

訴訟の中では、主に(1)歯の削合についての注意義務違反の有無(2)歯の削合についての説明義務違反の有無(3)自由診療についての説明義務違反の有無(4)損害額が争点となったが、本稿ではこのうち歯科以外の医療においても参考になる(3)、(4)について取り上げる。

◆判決の要旨

「一般に、歯科医師は、患者に対し、実施予定の治療行為の内容、必要性等について、当該患者が当該治療行為を受けるか否かを決定するに足りる程度の説明をすべき義務を負っているというべきである」とした上、本件において行われる予定であったグラディア充填などが自由診療に該当することに照らせば、被告医師は患者に対し、患者の希望・意向をも踏まえて、その治療の内容、治療方法の選択の可否などについて、患者がその治療を受けるか否かを、自らの意思に基づいて決定するに足りる程度の説明をすべき義務を負っていたというべきであるとした。

そして、①グラディア充填などによる治療の主眼が、審美性の向上などを目的とするものであること②左上3、4、5、7番の歯の治療は、保険診療で行うことも可能であったこと③患者は保険診療の範囲内での治療を明確に希望していたこと④患者が当時70歳で無職であり、それまでに審美性のみの

観点から自由診療による歯科治療を受けた経験を有していなかったこと⑤歯科衛生士による説明は、歯の削合が終わった直後、診療台に座らせた状態のまま、わずか5分程度で、自由診療の利点のみが記載されたカタログを示した上でされたものにすぎないこと⑥被告診療所の自由診療に対する基本方針として、被告医師が日頃から歯科衛生士に対して「強要してはいけないが、患者のためにも自分たちのためにもなるから、できるだけ自由診療による歯科治療を、患者に選択してもらうことが望ましい」旨指導していたこと⑦患者は契約書に署名したが、それは署名を断りにくい状況であると感じたためであることが認められるとし、これら事実を照らせば、説明内容や説明の時間・場所・方法において、患者に十分な検討の余地を与えたものとは言い難く、上記説明義務に違反したというべきであるとした。

上記説明義務違反により、患者はその自己決定権が侵害され、精神的苦痛を被ったものということができ、これを慰謝するためには20万円が相当であるとし、既払いの治療費相当額(10万円)や弁護士費用を含め、被告医療法人および被告医師に対して、合計33万円の支払いを命じた。

◆この判決をどう理解するのか

前提として、歯科診療については、一般の医療行為に比して、以下のような特色が指摘されている¹⁾。

- (1) 生命を救うべき場合、その他の緊急性がある場合はまれであるから、説明や同意を得るための時間的余裕がないケースは少なく、抜歯、歯の切除など、復元・再生が困難あるいは不可能な治療内容が多いことから、説明義務の認められる範囲が大きい。
- (2) 適応可能な治療方法や、使用する材料・材質が多種に及ぶ場合が少なくないため、治療方法に関する選択の範囲が広い。
- (3) 対象となる部位からして外貌への影響が大きいので、審美性という患者の主観的願望を満足させる度合いが少なくなく、患者の自己決定

権が重視されることにならざるを得ない。

- (4) 自由診療が選択されるケースが多く、健康保険診療と比べて患者が負担すべき治療費額に大きな差異が生じる。

本判決は、一般的な医療行為について認められている医師の説明義務の内容を前提として、さらに自由診療に該当する治療を行うにあたって、どのような説明が求められるかについて判示しており、上記歯科診療の特色(とりわけ上記(3)および(4))を踏まえたものと思われる。

患者の自己決定権を重視し、「患者がその治療を受けるか否かを、自らの意思に基づいて決定するに足りる程度の説明」が必要としたうえで、本件における治療の内容・目的(①)、治療方法の選択の可否(②)、患者の意向(③)、説明および同意の際の方法・状況(⑤、⑦)などから、被告医師らの説明は上記程度に至っていなかったと判断しているが、とりわけ重視すべきは、一般的に患者の自己決定に与える影響が大きい治療の内容・目的(①)、治療方法の選択の可否(②)と思われる。また、保険診療の範囲内での治療を望む患者に対して、自由診療に該当する治療を行う場合には、当該患者の心情にも配慮した説明方法(⑤、⑦)が求められるものと考えられる。

歯科に関するものではあるものの、一般的な治療法として健康保険診療と自由診療とが併存する場面や、主に審美性の観点から、当該治療方法が選択されるような場面における説明義務を考えるに当たって、参考になることから紹介する。

◆この判例からどう学ぶか

- ① 緊急性のない場面で自由診療に該当する治療を行う際には、より丁寧な説明を。
- ② 説明にあたっては、治療の内容・目的、治療方法の選択の可否のほか、説明方法にも配慮する。

1) 岡村久道「歯科診療過誤訴訟の判例理論」判例タイムズ 884号20頁参照